

第百八十三回国 参議院 憲法審査会 會議録 第四号

平成二十五年五月二十九日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

齋藤 嘉隆君

那谷屋正義君

白 眞敷君

石井 浩郎君

上野 通子君

五月二十三日

辞任

竹谷とし子君

五月二十八日

辞任

大島九州男君

白浜 一良君

五月二十九日

辞任

田城 郁君

前川 清成君

出席者は左のとおり。

会長

幹事

委員

小坂 憲次君

小西 洋之君

樽井 良和君

松井 孝治君

中川 雅治君

西田 昌司君

野上浩太郎君

藤川 政人君

西田 実仁君

補欠選任

榎葉賀津也君

谷 博之君

大島九州男君

片山さつき君

中川 雅治君

補欠選任

白浜 一良君

補欠選任

田城 郁君

補欠選任

石川 博崇君

補欠選任

江田 五月君

補欠選任

小川 敏夫君

京都大学大学院 法学研究科教授

土井 真一君

本日の会議に付した案件

○幹事の辞任及び補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査

(新しい入権)

(新しい入権)のうち、基本的入権全般について

○会長(小坂憲次君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

まず、幹事の辞任についてお諮りいたします。藤本祐司君から、文書をもって、都合により幹事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、幹事の補欠選任についてお諮りいたします。

幹事の辞任及び委員の異動に伴い現在幹事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

幹事の選任につきましては、会長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

件についてお諮りいたします。

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査のうち、「新しい入権」について必要に応じ参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その日時及び人選等につきましては、これを会長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○会長(小坂憲次君) 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査を議題とし、「新しい入権」に関し、事務局から憲法調査会報告書について報告を聴取いたします。情野憲法審査会事務局長。

○憲法審査会事務局長(情野秀樹君) 憲法審査会の前身である憲法調査会における「新しい入権」に関する議論の概要について、便宜、私から御説明させていただきます。

憲法調査会において取り上げられました「新しい入権」は、プライバシー権、環境権、知る権利、自己決定権、生命倫理、知的財産権、犯罪被害者の権利など多岐に及んでおります。

お手元に、平成十七年四月に憲法調査会が取りまとめました日本国憲法に関する調査報告書の抜粋を配付いたしております。本日は、これに基づいて御説明させていただきます。

新しい入権については、「新しい入権」として加えるべきカテゴリーの内容」だけでなく、「憲法上新たに規定を設ける必要性の有無」、「新しい入権を考える際の留意点」などを検討課題として、広範な御議論がございました。

報告書は、調査会における議論の状況を分かりやすく示すために三つのカテゴリーに整理してま

事務局側
憲法審査会事務局長
参考人
明治大学法科大学院教授

高橋 和之君

情野 秀樹君

外添 要一君

水戸 将史君

福島みずほ君

亀井亜紀子君

井上 哲士君

はたともこ君

佐藤 公治君

松田 公太君

谷合 正明君

石川 博崇君

山谷えり子君

丸山 和也君

中原 八一君

熊谷 大君

片山さつき君

宇都 隆史君

磯崎 仁彦君

水岡 俊一君

増子 輝彦君

福山 哲郎君

直嶋 正行君

玉置 一弥君

谷 博之君

櫻井 充君

小川 敏夫君

江田 五月君

足立 信也君

とめられました。すなわち、一つ目は、共通又は
おむね共通の認識が得られたものでございま
し、当時の調査会を構成している会派である自
民、民主、公明、共産、社民の五党で一致又はお
おむね一致したカテゴリーでございませう。二つ目
が、自民、民主、公明の三党がおおむね一致した
趨勢である意見、三つ目が、意見が分かれた主要
なものでございませう。

「新しい人権」につきましては、共通又はお
おむね共通の認識が得られたもの、そして趨勢であ
る意見のそれぞれの箇所を取り上げられておりま
す。

まず、報告書の百三十二ページを御覧いただき
ますと、太線によるアンダーラインが付されてお
りますが、新しい人権については、原則として、
憲法の保障を及ぼすべきであるということが共通
の認識であったとされております。

その上で、憲法を改正して憲法上に新たに規定
を設けることの必要性の有無につきましては、次
の百三十三ページにありますように、憲法上の規定
を新たに設けるべきとする意見と、憲法上の規定
を新たに設ける必要はなく、十三条の幸福追求
権等の解釈で読み込めるとする意見に分かれまし
た。

百三十三ページの「憲法上の規定を設けるべき
とする意見」は、白抜き文字で表記してあります
ように、趨勢の意見だったわけですが、
そこでは、人権保障がより明確になることを考慮
して、新しい人権カテゴリーを何らかの形で憲法規
定の中に取り入れることを検討すべき、憲法制定
時には予想もされなかった社会状況の変化に対応
するには、人権保護の視点から新たな人権規定を
設けるべき、国際的水準に見合った人権を考
べきなどを理由とする意見が示されたところでござ
います。

他方、「憲法上の規定を設ける必要はないとす
る意見」は少数にとどまっております。新しい
人権は、憲法の人権規定を踏まえて、国民の運動
により発展的に生み出されてきた権利であり、十

三条など現憲法の人権規定により根拠付けられて
いる、憲法は、奥深い容器として時代に即応した
新しい権利を抱き取るような柔構造、時代に弾力
的に対応できる構造になっている、新しい人権に
ついては、基本法を制定し、個別法により具体的
権利を保障するシステムを取るべきなどを理由と
する意見が示されております。

次に、報告書の百三十四ページを御覧ください
。「新しい人権を考える際の留意点」について
の御議論でございます。人権規定を加えるか否か
を判断する際の留意点として、保護すべき新しい
利益が個人の人格の生存に不可欠であって一般社
会に承認されたものであるか、他の人権との調和
はどうか、人権カテゴリーのインフレを招かないか
などについての慎重な配慮が必要である等の意見
が出されました。

実効性の確保につきまして、具体的権利義務の
内容を明確にし、人権を保障する付加的制度が不
可欠とする意見や、新しい人権規定を追加するよ
りも、特に立法、司法分野における現実の保障シ
ステムの充実が望まれるとする意見が出されまし
た。

次に、新しい人権の個別メニューについてござ
います。ここでは、憲法上の規定を設けるべき
とするのが趨勢の意見となりました。プライバシー
権と環境権について申し上げます。

プライバシー権につきましては、報告書の百三
十六ページに記載されております。これについて
は、白抜き文字で表記してありますように、憲法
上の規定を設けるべきとする意見が趨勢でござ
いました。

そこでは、IT社会の進展等に対応して、国民
の個人情報を守る権利等を新しく追加すべきであ
る、プライバシーの権利を自己に関する情報をコ
ントロールする権利にとらえ、憲法上の権利とし
て明示することを検討すべき、プライバシーは平
穏な生活の基礎であり、新たな人権規定として憲
法に明記することが必要などの見解が示されまし
た。

これに對しましては、プライバシー権が十三条
に基づいて保障される点に大きな争いはないとし
て憲法上の規定を設けることについての消極的な
意見もございました。

続きまして、環境権に移らせていただきます
。報告書の百三十七ページに記載されてお
ります。白抜き文字で表記してありますように、環境
権あるいは環境保全義務については憲法上の規定
を設けるべきとする意見が趨勢となっております。

そこでは、二十五条の健康で文化的な最低限度
の生活と十三条の幸福追求の権利を根拠とする、
健康で良い環境を享受する権利として明記すべき
とする意見のほか、人権としての環境権を基本に
し、環境保全義務の規定を含むことが望ましいと
する見解、地球環境問題は日本の国際貢献の最重
要分野の一つであり、同時に、日本は自然と共生
してきた長い歴史と伝統を持っており、日本が環
境を重視する国であることを憲法上も明らかにす
べきなどの見解も示されました。

これに對しましては、環境権実現のためには、
具体的権利等を法律で定めることが当面の課題で
あるとして憲法上の規定を設けることについて消
極的な意見もございました。

また、環境保全義務としてとらえた場合の義務
の性格については、報告書百三十八ページにあり
ますように、権利の反面としての義務という強い
規定ではなく、より緩やかな規範という意味での
責任あるいは責務という形で規定するのが適当で
はないかという意見も出されております。環境保
護に努める国民の責任という視点を提示する意見
もございました。

このほかにも、知る権利や自己決定権等、新し
い人権として検討されたメニューがございませ
う。それらにつきましては意見が分かれ、憲法上
の規定を設けるべきとする意見が趨勢となるには
至りませんでした。お手元の報告書の百三十五
ページ及び百三十九ページ以下に記載されてお
りますが、説明は割愛させていただきます。

以上が憲法調査会における「新しい人権」の御
議論の概要でございますが、報告書は御案内のと
おり提出されてから八年が経過しており、その
後、各政党において御議論が進められ、また、
新たに政党が結成され、憲法に関する政策提言も
お出しになっております。ここではその内容まで
御紹介いたしません。その点を申し添えさせて
いただきます。

以上でございます。ありがとうございます。
○会長（小坂憲次君） 以上で事務局からの報告の
聴取は終了いたしました。

○会長（小坂憲次君） 次に、「新しい人権」のう
ち、基本的人権全般について参考人の方々から御
意見を聴取いたします。

本日は、明治大学法科大学院教授高橋和之君及
び京都大学大学院法学研究科教授土井真一君に御
出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言御挨拶を申し上げ
ます。

本日は、公私共に大変御多忙なところ本審査会
に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
審査会を代表いたしまして心から御礼を申し
上げます。

これまでの経験を踏まえた忌憚のない御意見を
賜り、今後の調査に生かしてまいりたいと存じま
すので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の議事の進め方でございますが、高橋参考
人、土井参考人の順にお一人十五分程度で順次御
意見をお述べいただいた後、各委員からの質疑に
お答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言は着席のまま結構でございま
す。

それでは、まず高橋参考人をお願いをいたした
いと存じます。高橋参考人。

○参考人（高橋和之君） どうもありがとうございます。
人権総論について話してほしいという御依頼を
いただきました。人権総論というのは、通常、大

学の授業では数時間を使って話されるわけでありまして、今日は十五分ということでありまして、ごく基本的な考え方のみに限定して話させていただきますと思います。

基本的な考え方というのは、突き詰めれば人権とは何かということに帰着するというふうな考え方であります。早速レジュメの時計数字Iから参りますけれども、人権とは何かということをお考えの手掛かりというのは憲法十三条であります。その第一文は、これはレジュメの下の方に参照条文として書いておきましたけれども、「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めております。この規定の中に、日本国憲法が保障する人権の基本的な価値原理が表明されていると私は理解しております。個人としてという文言が非常に重要でありまして、これにより、いわゆる個人主義の価値原理にコミットしたということを表現しているのではありません。

個人主義は様々な意味で理解され、時には自分の利益しか考へない利己主義的な生き方という意味で使われることさえありますけれども、ここでは、社会と社会を構成する個人々の関係、つまり全体と部分の関係について、価値の根源は社会の側ではなく個人の側に置かれるべきだという意味で使っております。目的と手段という言葉で言い換えれば、個人こそが目的であり、社会はその手段と理解すべきだという考え方であります。

価値の根源が個人の側にあるということを憲法は個人の尊厳という言葉でも表現しております。それは憲法二十四条に、これは家族の在り方について定めた規定でありますけれども、そこに表れておりますけれども、憲法十三条は、個人の尊厳という価値原理を個人として尊重するということに表現したのだと私は理解しております。

この十三条第一文を受けて、個人として尊重するということの意味をもう一歩進めて、主観的権利として具体化したのが第二文であります。そこには、生命、自由及び幸福追求に対する権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他

の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定められております。つまり、国民は、生命、自由及び幸福追求に対する権利、これを通常、略して幸福追求権と呼んでおりますけれども、幸福追求権を保障されるということが規定されているのであります。第一文を受けての第二文の規定でありますから、これを私は、個人として尊重するということの意味を、幸福追求権を保障するとして一歩具体化した規定だと解しております。

では、幸福追求権とはいかなる内容の権利と想定されているのかということでありまして、これも、個人主義の原理が基礎になっておりますから、社会は、個人が自ら最善と考えた生き方を選択し、実践することを尊重するんだということを約束しております。これを個人の権利の側から見れば、個人は自ら最良と考える生き方を選択し、決定し、それを実践していく権利が保障されているということになります。自ら選び、実践していく生の在り方を自律的生と呼んでおりますけれども、幸福追求権とは自律的生に必要不可欠の権利ということになります。

しかし、このように理解された幸福追求権というのはまだ抽象的な内容にとどまっております。保障をより実効的にするためには、それを更にもう一歩具体化する必要があります。それを行ってのが十四条以下に列挙された個別的人権の規定だということになります。

このように解すると、幸福追求権とは、自律的生に必要不可欠な権利を抽象的なレベルで包括的にとらえた権利ということになり、この包括的な権利から具体化されて取り出されたのが個別的権利だという理解になります。

時計数字のIIに入りますが、このような人権は、憲法に取り込まれたことにより、憲法の持つ性格によって枠をはめられることになります。憲法は国家権力の組織とその行使方法を定めた規定でありまして、したがって、憲法が適用されるのは権力を行使する立場に立つ者に対してであります。これを、憲法の名あて人は国家であるとい

いうふうに表示しているのではありませんけれども、このことから、憲法上の人権の名あて人も国家であるということになります。

憲法上の人権を基礎付けている人権思想自体は、先ほど言いましたように、社会関係の基本原則という性格を持つておりますけれども、憲法上の人権は、憲法規範の性質による枠付けがなされているということになります。したがって、憲法上の人権は、国家と国民の関係のみ適用され、国民と国民の間関係、これを私人間関係と呼んでおりますけれども、その私人間関係には適用されないということになります。

では、私人間においては人権は法による保護を受けないのかというと、そうではありません。私人間の法的規律は法律により行うのが憲法の想定しているところでありまして、私人間で生ずる人権侵害を予防し救済するのは法律の役割なのであります。

その法律を制定するということは、これは立法権という国家権力の行使でありますから、当然、憲法に従ってなされなければなりません。したがって、私人Aと私人Bの間関係の対立を調整する法律を制定するとい場合、立法者はその法律の内容を、Aが国家に対して主張し得る憲法上の権利も、Bが国家に対して主張し得る憲法上の権利も侵害しないようなものとして制定しなければなりません。

しかし、これはA、B間に憲法上の権利を適用しているということではありません。憲法上の権利が考慮されているのは、あくまでも国家とA及び国家とBの間というゆるい縦の関係においてでありまして、A、B間という横の関係ではないのであります。法律が縦の関係において憲法上の権利を尊重するということを通じて、A、B間の横の関係においても言わば反射的に保障されるということができまますけれども、しかし、法律の定める範囲内で、実際上はA、Bいずれかの強者が、例えば契約によりその意思を弱者に押し付けたり、あるいは事実行為を通じて相手に不当な損

害を与えて人権侵害を行うということが生じないわけではありません。

このような場合に弱者の人権をどう救済するか、これが人権の私人間効力の問題であります。答えは簡単で、それは民法九十条、これは公序良俗に反する法律行為は無効であるという規定ですけれども、それや、民法七百九条、不法行為による損害賠償を規定した条文でありますけれども、こうした民法の一般的、概括的な規定を適用して救済するものであります。

一般的、概括的な規定でありますから、具体的な場合におけるその意味というのは解釈により決めるということになります。その際、民法二条、この条文も参考条文のところで挙げておきました。民法二条が規定しているように、個人の尊厳に従って解釈すればよいということでありま

個人の尊厳という憲法の人権の基礎にある言葉を使っていますから、憲法上の人権が民法の一般規定に読み込まれ、憲法が間接的に適用されるというのが従来の通説の考え方でありまして、私も、私はそうではないというふうな考え方をしております。憲法上の人権の基礎にある人権思想と同一の人権思想が民法にも取り入れられているということであり、その人権思想によつて民法を解釈するんだということになります。

時計数字IIIに入ります。憲法十三条第二文はもう一つ重要な原理を規定しております。それは、幸福追求権の保障というのは絶対的ではなくて、公共の福祉による制限を受けるということであり、もちろん、公共の福祉に反しない限り最大の尊重を必要とするというふうな規定しておりますから、その制限は必要最小限でなければなりません。十三条の規定の性質が抽象的であるのに対応して、ここでの公共の福祉も抽象的な権利制約原理として述べられて

いるということになります。したがって、公共の福祉の具体的な内容というのは個別人権ごとに具体化する必要があります。

その具体的な内容というのは、まず立法者により定められ、最終的には最高裁判所によりそれが必要最小限のものとして規定されているのかどうかということが判断されるということになります。そして、それを判断する場合の基本的な考え方が人権と人権の衝突の調整というものであります。

つまり、ある個別的人権の規制が公共の福祉による制約の範囲内のもので正当化されるものなのかどうか、その個別的人権の行使と衝突する他の人権との調整として均衡しているかどうかということ等を基準にそれを判断するというものであります。このことを、公共の福祉ということでは人権と人権の衝突の調整原理であるというふうに表示してきたのであります。

この考え方は、権利を個々の国民の利益には直接には関連付けられることの困難な国家の利益によって制限していた戦前の在り方を、戦後根本的に変更しようとしたときには非常に重要な考えであり、日本国憲法の解釈学説として通説的な地位を占めてきたということにはそれなりの理由があったと言えます。しかし、いわゆる人権のインフレ化という弊害も伴いますので、現在その見直しが学会でも議論されているところであり、レジュメの時計数字IVに入りますが、日本国憲法は十三条で幸福追求権という包括的な権利を抽象的な権利として保障し、それを基礎にして十四条以下で憲法制定時点において自律的生に不可欠と憲法制定者が考えた権利を個別的权利として規定いたしました。

しかし、憲法制定時点においては憲法で規定するまでもないと考えられていた利益が、その後の状況変化により憲法による保障が必要だと感じられるようになることが起こり得ます。そのような場合にまず考えるべき対応方法、対処方法は、法律によりその権利を保障することであり、権利侵害が私人あるいは行政により行われる危険が大きいような場合には、この対処方法が有効に働くのであります。

しかし、権利侵害が立法により行われる危険が大きいという場合には、立法府に期待することは困難でありますから、憲法を改正して新しい個別的人権の規定を置くということが考えられることになります。しかし、日本国憲法は、代表制を基本とし、憲法改正の発議権を国会に独占させ、国民には認めておりませんので、立法府が危険の源泉である場合には、憲法改正は有効な対処方法とはなりません。

そこで出てくるのが、裁判所による新しい人権の創造、つくり出すという意味の創造ですけれども、創造という問題であります。裁判所は法の適用を任務とする機関であり、法創造を託された機関ではないから、そのような役割を裁判所に与えるのは憲法違反ではないかという疑問もなければ、法創造を含み得るんだというふうな理解すれば、憲法解釈として可能な範囲内なら、新しい人権を裁判所を通じて創造することも憲法の禁止するものではないと解釈することもできます。

実際、憲法学説は、憲法十三条の幸福追求権を使って新しい人権を根拠付けてまいりました。最高裁も恐らくはこの理論を基礎にして、今日まで、例えばプライバシー権とか肖像権とか指紋を取られない権利とか名誉などの人格権等々に言及してきております。

このような理解の下で、現在、学説上まだ未解決となつておりますのは、幸福追求権の範囲をじやどう考えるのかという問題であります。それを広く解する一般的な行為自由説と限定的に解する人格的利益説が対立しておりますけれども、ここではその問題には立ち入るのを避けたいと思っております。

総論の問題として議論されているもう一つ重要な問題としては外国人の人権という問題もありませんけれども、これもお話をするとかなり時間を取りますので、ここでは省略させていただきます。以上で私の話を終わりますけれども、足りないところは御質問に答えるという形で補充させていただきます。

ただければ幸いです。どうもありがとうございました。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。次に、土井参考人をお願いいたします。土井参考人。

○参考人(土井真一君) 本日は、意見を述べざる機会を賜り、大変光栄に存じます。

私の方からは、高橋参考人と重複するところも多々あるかとは思いますが、新しい人権に関する議論の前提として、個人の尊重と基本的人権保障に関する基本的な考え方、そして包括的人権保障について私なりの意見を述べさせていただきます。高橋参考人もおっしゃられましたように、日本国憲法は第十三条において「すべて国民は、個人として尊重される」と規定しております。この個人の尊重あるいは個人の尊厳が憲法の中核的原理であることは憲法学において広く認められているところでございます。

では、この個人の尊重原理が一体何を意味するのかということが問題になります。何よりも重要な点は、一人一人の人間が価値の源泉であるということでございます。言い換えれば、個人の尊重とは、一人一人の人間に存在する固有の意義があり生きる目的があるということと私たちが相互に承認をするのだということの意味しております。これに対して、物ですとか道具といったものは固有の存在意義を持ちません。道具はそれを用いる者の役に立つことに意味があるのであって、役に立たなくなつたり気に入られなくなつたりすれば捨て去られるという運命にあります。

しかし、人間はそうではありません。私たちは誰かのための単なる道具でも、ただ全体をうまく回すための歯車でもありません。私たちが互いを独自の存在の意義と生きる目的を持つ者として認め合うこと、これを私は人格の尊厳を承認するというふうにしております。そして、このような人格である私たち一人一人は、同時に多様な存在でもあります。価値観、能力、性格、外観、皆異

なっているわけです。この個性が一人一人の人間を形作っています。

したがって、一人一人に人格の尊厳を認めることは各人の個性を尊重することを意味します。この人格の尊厳と個性の尊重の両者を併せて日本国憲法は個人の尊重を定めたのだと私は解釈しております。

そして、憲法がこのような個人の尊重を中核原理として定めた意義は、人間の共同関係、とりわけ国家をこのような個人の尊重原理に基礎付ける点にございます。議論の出発点は私たち一人一人であるということの意味しております。私は、かけがえない生命を与えられ、その個性を大切にしながら、幸福な人生を生きようとして懸命に努力しているわけです。

幸福と申し上げますと、快楽や利己的な欲望を思い描く方もおられるかもしれませんが、人間の幸福はそれほど単純ではございません。自分の身近な人や大切な人の幸せもまた自分の幸せであるというふうな人間は感じるようになっていっているのだと思っております。

しかし、一人の力に限りがある以上は、自ら幸福な人生を生きようとするれば、互いに協力して共に生きていかなければなりません。そのために、人々の意見や利害の対立を調整し、秩序を守り、共同の利益を確保する働きが必要になります。それが政治であり、そのような政治的共同体が国家であると考えられるわけでございます。つまり、人々が国家をつくり、その支配に服するのは、互いに協力することによって共同の利益を生み出し、各自がより幸せになるためだと思っております。そう信ずるからこそ、私たちは互いに譲り合い、我慢するわけですね。

したがって、国家はこのような目的を実現するように設計されなければならないのであって、このような目的に反する国家に対して人々は異議を唱えることができなければなりません。この点が個人の尊重を基礎とする国家論の真髄であると私は理解しております。

このような考え方を基礎とするならば、人々は共同し国家をつくるために公正な条件をあらかじめ定めなければなりません。この条件が破られれば、それはもはや対等な人格の協力関係ではなく、あからさまな力による支配に陥ってしまう。そのような共同のための公正な条件を定める法が憲法なのであり、その中核となる規定が基本的人権条項だと考えております。

それゆえにこそ、憲法は国家の根本法であり、かつ最高法規であつて、その改正には厳格な手続が定められることになるわけです。これが立憲主義であり、憲法を定め、それに基づく政治を実現することで、個人が尊重される共同関係、みんなとともに自分らしく生きることができる協力関係を築こうとする思想であると私は考えております。

したがって、民主権国家におきましては、立憲主義の思想は、単に統治機構のみならず、主権者としての国民もまた共有しなければならぬ思想なのだということを考えております。

二に、日本国憲法が保障する基本的人権でございますが、次に、このような共同の公正な条件として憲法はどのような権利、自由を基本的人権として保障しているかを見たいと思います。

先ほど、私たちはかけがえない生命を与えられ、その個性を大切にしながら幸福な人生を生きようと努力していると申し上げました。そのような人間の在り方に共感し、それを尊重するために、憲法十三条は個人の尊重条項の直後に、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を定められております。

私が私として自分らしく生きていくためには何が幸福か、何がよき人生かを自分なりに考え、選ぶことができる必要はありません。私たちは他の人々と協力する必要があるが、それによつて私であることをやめるように強いられることがあつてはなりません。そのことを保障するのが自由権の権利であり、基本的人権保障の中心的位置を占めています。

次に、国家は私たちが形作る共同体なので、その共同の在り方を決める過程に私たち一人一人が参画できなければなりません。この民主主義の原則を権利として保障したのが憲法十五条を中心とする参政権の基本権になります。

さらに、みんなで協力をして生み出した共同の利益なので、各人がこのような共同の利益に対して正当な持分を持たなければなりません。それを定めたのが憲法二十五条などの社会権の基本権となります。

そして、憲法十四条は、私たちはこのような人権を認められた対等な存在として配慮を受けることを定め、これらの権利が侵害された際に救済を受けるために裁判を受ける権利など、法的保護を求める権利が保障されています。

日本国憲法の規定は比較的簡潔であると言われのですが、基本的人権保障に関する限り、個人の尊重を基礎に体系的な構造を有する相当程度行き届いた規定であると私は思っております。ただ、人間のやることは完全ではありませんので、憲法が個別に規定していない新しい人権の問題が生じるということになるかと思っております。

第三に、包括的人権保障と新しい人権の問題でございますが、信教の自由や表現の自由などを定める憲法の個別規定が憲法の保障する基本的人権を限定するものであるか否かについては、日本国憲法草案を審議した帝国議会において既に議論がなされておりました。

憲法十一条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」と定めております。ここに言う「すべての基本的人権」が、憲法が個別に規定する基本的人権をまとめた総称なのか、それを超えて文字どおり考えられる基本的人権を全て保障するものかが問題となりました。その結論は、憲法は、十一条において、およそ基本的人権と考えられる全てを保障することを明らかにした上で、そのうち重要なものを拾つて具体的に定めたのであつて、個別規定は基本的人権を例示するものだけだと思っております。

このような基本的な考え方を受けて、憲法による包括的人権保障の基礎となつたのが憲法十三条の幸福追求権条項です。しかし、その文言は抽象的ですから、具体的にどのような権利が保障されるかが問題となります。

これについては、学説上、一般的自由説と人格的利益的対立がございます。例えば、賭博の自由ですか自殺の自由といったものをめぐりまして、およそ全ての行為自由あるいは国家によって不合理な制約を受けない自由一般が保障されるのか、それとも、基本的人権と言う以上、人格的な存在として認められるために必要な権利が想定されるかという議論がございます。これは基本的人権とは何かという問題にかかわる重要な議論でございますが、本日は時間の関係もございまして、詳しくは触れさせていただけません。

最後に申し上げておきたいのは、新しい人権保障の担い手の問題でございます。

憲法それ自体は言葉ですから、自らが活動するわけではございません。したがって、誰かが憲法十三条を解釈して新しい人権を具体的に保障していく必要がございます。

この点、憲法は八十一条で違憲審査権を認めておりますので、新しい人権保障の担い手として裁判所が重要な役割を果たすことが期待されております。実際、プライバシー権などは最高裁判所の判例によつてこれまで承認されてきているところがございます。しかし、裁判所は、個別の訴訟事件を通じて権利を保障することがその任務ですので、思い切つた形で新しい人権の保障を図ることは必ずしも適した機関ではございません。

そこで、国民代表機関である国会の役割が重要であるということになるわけです。もちろん、広範な合意が得られれば憲法を改正して新しい人権条項を加えることも重要な手法だと思っております。しかし、国会自身が権利保障の必要性を十分に認識しておられるのであれば、法律によつてこれを実現していくという手法もございまして、実際、知る権利は情報公開法によつて、プライバシー権は一

連の個人情報保護法によつて具体化されてきています。新しい人権を保障する必要があるから直ちに憲法改正だというわけでは必ずしもありません。問題の状況や権利の性質などを考慮して、最も効果的で適切な方法を選択されるということが必要であるかと考えます。

また、新しい人権の保障のために憲法を改正するといったとしても、これまで申し上げましたように、個人の尊重を基礎とする基本的人権保障の原理原則あるいは体系を前提として、その延長線上に人権の保障をより充実させる方向で検討をされるのが適切ではないかと個人的には思っております。

以上で私の意見陳述を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。以上で参考人の方々からの意見聴取は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

お手元に配付をいたしております参考人質疑の方式に関する留意事項のとおり、本日の質疑は、あらかじめ質疑者を定めずに行います。質疑を希望される委員は、お手元にある氏名標を立ててお知らせください。そして、会長の指名を受けた後に発言をお願いいたします。

質疑の時間が限られておりますので、一回の質疑時間は答弁及び追加質問を含め八分以内でお願いいたします。すなわち、参考人の方々からの答弁時間を十分に考慮いただき、質疑時間の配分に御留意ください。発言が終わりましたら、氏名標を横にお戻しください。

参考人の方々におかれましても、答弁はできる限り簡潔にお願いいたします。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。それでは、質疑を希望される方は氏名標をお立てください。既にたくさん上がっておりますが、それでは、

谷谷正明委員からお願ひいたします。
○谷谷正明君 どうもありがとうございます。
公明党の谷谷正明です。

今日は、お二人の、両参考人の皆様、本当にありがとうございます。

憲法の骨格を成します恒久平和主義、基本的人権の尊重、国民主義の三原則は、人類の英知ともいべき優れた普通の原理であり、この精神を国民生活と日本社会の隅々まで定着させていくというところに全力を尽くすというのが公明党の基本的な立場であります。憲法改正につきましては、現憲法は優れた憲法であり、平和、人権、民主の憲法三原則を堅持しつつ、環境権など、時代の進展に伴い提起されている新たな理念を加えて補強するという加憲が最も現実的で妥当であると考えております。

そこで、両参考人に二点お伺いしたいと思っております。
まず一点目は、憲法改正の視点についてであり

民主主義国家の憲法は、国家のためにあるのではなく、国民の幸福追求のためにあります。また、人権保障の拡大と国民主義の徹底は民主主義国家の歴史の流れであり、したがって、憲法改正の視点は、国民の幸福追求のための人権保障の拡大と国民主義の徹底でなければならぬと考えます。だからこそ、加憲が最も現実的で妥当なものであると考えますが、まず、この点について御所見を伺いたいと思ひます。両参考人に。

○会長(小坂憲次君) では、どちらから。
土井参考人。

○参考人(土井真一君) 私も、国民主義の原則あるいは基本的人権保障の原則というのが日本国憲法の基本原理でありますし、それ自体が問題のある状態にあるとは思っておりませんので、その原則が基本的に維持されるのが適当かと聞かれれば、それが適当ではないかというふうに思ひます。その中で、環境権等新しい人権を加えていくということが適当ではないかという御意見であろ

うかと思ひますが、先ほども申し上げましたように、人権保障の基本的な考え方、枠組みを基礎としながら必要な修正を加えていくのが基本的に適当だというふうに私自身も考えております。

以上です。
○会長(小坂憲次君) 高橋参考人、お願いいたします。

○参考人(高橋和之君) 私も基本的には、今、土井参考人が言われたことと同じように考えていますけれども、憲法改正によって新しい人権を書き加えていくという場合に必要なのは、単にみんなが望んでいるからという権利が人権としてあったらいいねということに加えるということはいろんな点でデメリットが大き過ぎるといふふうな感じをおぼえて、むしろ、新しい人権といふものを付け加えたいということであれば、なぜそれが必要か。それは、皆さんは立法府にいられるわけですから、そういう権利が必要だと考えれば、まずやるべきことは法律によって具体化するということだろうと思ひます。

しかし、法律によって国民が望んでいる権利を実現しようとしても、既存の人権に衝突してそれができないんだと、だから新しい人権を憲法の中に書き加えて、既存の人権と平等な立場で調整するんだということであろうかと思ひますから、どの点で現行の人権規定の在り方の中で新しい望む人権を実現できないのか、何が障害になつていのかということを議論で明らかにした上でそれを書き加えないと、何のための権利なのかよく分からなくなる、かえって混乱を生み出すということになりかねないだろうと思ひます。

例えば、環境権という人権を是非書きたいと、これは世界的な趨勢でもありますから、そういうのを人権として加えるということは当然あり得るわけですが、それを憲法の中に書き加えるときには、はい、環境権を認めましたよというだけでは、これはその意味をどう理解していいかわからない。ですから、環境権を現在実現していきたく

なつてくるのか、どこをどう変えたいのかということも明らかにした上でやっていく必要があるだろうと思ひます。

以上です。
○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。

○谷谷正明君 もう一問聞かせていただきたいと思ひます。それは、参議院の憲法保障機能、言わば参議院の役割ということなんですが、政府と官の行動を縛って国民の自由と権利を保障することが憲法の本質的な役割であり、それが立憲主義であると私は理解をしています。

そこで、憲法と国会の関係について考えますと、国民の代表機関であります国会というの、政府と官が憲法を誠実に遵守するよう監視する立場にある。とりわけ、政府から距離を置くことができる参議院はこの憲法保障機能を担うにふさわしいのではないかと。立憲主義の徹底の確保が参議院の存在意義ではないかとも考えます。

この点、参議院の責任というものは大きいんだと思ひますが、この点について両参考人、御意見を賜ればと思ひます。
○会長(小坂憲次君) それでは、今度は高橋参考人からお願ひいたします。
○参考人(高橋和之君) 日本国憲法は御承知のように権力分立の原理を基礎にしてできておりますから、しかも憲法、立憲主義の下に憲法に従つて政治を行うということが要求されているわけでありまして、衆議院なり行政なりが人権侵害をしないように参議院がチェックをしていくというのはもちろん非常に重要なことだと思ひます。

院が憲法を守つていく良識の府であるといふふうにも自己規定されてその役割を果たされることは、もう非常に大いに結構なことではないかと思ひます。

以上です。
○参考人(土井真一君) 私も高橋参考人と近い考え方ですが、憲法九十六条の国会の発議については衆議院の優越を認めていないわけですから、その点においては、参議院と衆議院は国会として憲法の改正に同等の権限を持つておられるということなわけです。それは行使の仕方によれば拒否権、ビーターになるわけで、人権を守るためにこの憲法改正には反対なのだと思ひます。

それと、参議院が示されたことになれば、それは衆議院はそれを越えられないということになるわけですから、機能的に参議院がそういう役割を持つておられるというのともおなじであると思ひます。同時に、衆議院の方がどちらかといえば現在の国民の多数の意思というのを反映しながら政権を担つていられるという役割を主として担つておられるということに対して、参議院は良識の府として安定的な政治の実現のために期されていられるということであれば、その中に人権保障が入るということとは、それは一つの役割だろうと思ひます。

ただ、その人権保障のためだけに特化されるのかというと、それはまた別の役割も十分果たしていられるべきではないのかなというふうに思ひます。
以上です。
○谷谷正明君 ありがとうございます。
終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。
○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。
今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。
私たちは、日本国憲法は十三条や二十五条など幅広い人権を保障していく懐の深い構造を持つていて、いわゆる新しい人権についても立法的な措置で実現していけばいいと、そういう点で憲法

を変えていくということの必要性はないと考えております。

その上で、幾つかお聞きするんですが、一つは、やはり個人の尊厳、個人の尊重ということと立憲主義というものが一体のものであるというようなお話が先ほど来りました。この立憲主義の問題は、この間、当審査会でもいろいろ議論になつてきたんですが、ある参考人は、憲法が国家を縛るものだという考え方は古い王制の時代の考え方だと、こういうことを言われた方もいらっしゃると思いますし、最近では、例えば総理も、憲法というのには、言わば権力者の手を縛るといふ、為政者に対して制限を加えるという側面もあるわけでございますが、実際は、自由民主主義、基本的な人権が定着している今日、王制時代とは違うわけでもありますが、一つの国の理想や形を示すものでもあるわけでございますというふうなことも言われております。

立憲主義が言わば王制の時代のものだというふうなのは、ちょっと私は異論があるわけでありませんが、この点、それぞれ参考人から御意見を伺いたいと思います。

それから、高橋参考人にお伺いいたしますが、先ほど、例えば環境権を憲法に規定する場合には、それがなければかの人権との調整がつかないような場合、理由が必要だというふうな御趣旨のお話がありました。先生自身は、その環境権を言わば立法だけでは保障できないような、今そういう他の人権との関係での必要性があるとお考えかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

土井参考人にも一点。去年の憲法記念日のときに、朝日新聞がアメリカの法学者が行つた百八十八か国の分析というのを報道して大変話題になつたわけですが、世界の憲法にうたわれている権利の上位十九までを日本国憲法が全て網羅している大変先駆的なものだという評価がございましたけれども、この評価については土井参考人はいかに、お願ひいたします。

○会長(小坂憲次君) それでは、共通並びにそれぞれの御質問がございますが、高橋参考人からお願いしてよろしいでしょうか。

○参考人(高橋和之君) まず第一点の方の、立憲主義というのは現在では古いのではないかと、王制時代といいますが、絶対王制時代の考えではないかという考えがあるがどうかという質問であります。立憲主義というのは、近代立憲主義といふのは、この王制の持つていた弊害を抑制し、より良くするために出てきた考え方でありまして、そういう意味では王制の原理ではない、王制を否定する原理として出てきたものだと理解しております。

恐らく、それが古いとおっしゃる意味は、近代ではそうであつたけれども現代ではもう古くなつて行かぬではないか、現代では民主主義というのが行き渡り、したがつて政治というのは国民の意思に基づいてやつていっているんだから、その政治を余り縛る必要はない、政治というのは国民のためにやつていっているものなんだ、そういう意味で国家と国民とは対立構造にないんだと、今では、ですから、そういう対立構造を前提とした近代の立憲主義という考え方はもう古いのではないかと、こういう御趣旨で言われているものかなと思つております。

それは、ある意味では確かにそういう面があるだろうと思つております。自由民主主義が進んできた、我々、立憲民主制の体制と呼んでおりますけれども、そういう下においては、国民の意思が以前よりずっと浸透するようになってきた、だからもはや権力を恐れる必要はないんだという面もありますが、しかし、究極的に、民主主義といふものは、国民の多数が作つた法律はどんな人権侵害があつてもそれは人権侵害と考えるべきではないと、国民の最低限の人権は、たとえ国民の多数が同意したとしても侵害してはならないという原則で憲法は作られていると私は理解しております。そういう体制、在り方を立憲民主制と呼んでおりまして、立憲ということの意味、こちらの方がより重要だということの意味がそこに込められていてと理解しております。したがつて、立憲主義というのは古くはない、まさに現代立憲主義においても非常に重要な原理だと考えております。

その場合に自由を取る、つまり立憲主義の側を取るといふことが立憲民主制、国民民主制といふことで民主主義を非常に強調しておりますけれども

も、しかし、民主主義も乗り越えてはいけぬない限界があるんだということを表現し、立憲主義といふのをかぶせているわけですね。民主主義の下に、国民の多数が作つた法律はどんな人権侵害があつてもそれは人権侵害と考えるべきではないと、国民の最低限の人権は、たとえ国民の多数が同意したとしても侵害してはならないという原則で憲法は作られていると私は理解しております。そういう体制、在り方を立憲民主制と呼んでおりまして、立憲ということの意味、こちらの方がより重要だということの意味がそこに込められていてと理解しております。したがつて、立憲主義というのは古くはない、まさに現代立憲主義においても非常に重要な原理だと考えております。

以上です。

この点について、私は憲法改正で環境権の規定を入れるということに別は反対ではありません。もしそういう必要が出てくれば入れていいと思つておりますけれども、しかし、その前にやるべきこととして、法律によって、環境権が大事だといふならば法律によって実現するということがまず最初にやるべきことだろうと思つております。現に、基本法も作られておりますし、いろんな法律によって環境を整えるといふことは、少なくとも公害が起らないようにするといふようなことがなされております。

その延長線上で、もっとより良い環境を権利として認めない点、従来の人権体系の枠組みではどうこういふ点が障害になつてできないんだというところが明らかになつてきたら、現在の立法体制といふのはそこまで行つていないと思つて、けれども、そこまで環境を配慮した法律を作つて、ぎりぎりのところで、これ以上は駄目だ、でも国民はこれ以上の環境整備を求めているんだといふ

ことになつたときに初めて、じゃ、憲法で書こうということになるだろうと思つてます。ですから、是非、立法者の皆さん方に、法律によつてまず環境権を実現、現実化することをやつていただきたいと考えております。

以上です。

○会長(小坂憲次君) それでは、土井参考人、お願いいたします。

○参考人(土井真一君) まず最初の問題でございますが、憲法の役割が国家権力を拘束するという役割があるのだという点については、これはかつてもそうですし、現在もそうですし、その点について変わりがあつたわけではないというふうな考えでおります。

ただ、一点、やはり現代社会において違つたといふのは、かつては、先ほども出ていきましたように、君主制でしたので、権力は君主が持つといふ、そういう考え方が広く行われてきたわけですから、逆に言うと、君主だけが拘束されれば権力は適切に動かされるという原則だと思つております。

しかし、国民民主権という形になれば、それは国会が決められる法律が、国民から乖離して法律が作られるということもないわけではないでしょうが、多くの場合は世論に基づいてお決めにされておられるということになります。もしその法律が少数者の人権を侵害しているということであれば、やはりそれを求めた国民にも問題があるのだということになるのだからと思つております。その意味で、私自身は、先ほど申し上げた個人の尊重の原理というのは、国家だけを拘束しているわけではなくて、それは我々社会の基本的な原理であつて、一人一人の国民として互いに尊重するということを決めたのだと、その意味では、国民もまた共有しなければならぬ価値だといふふうに申し上げたのは、以上の趣旨でございます。それから二番目の、日本国憲法の先進性の問題でございますが、歴史的に見ましても、日本国憲法といふのは比較的先進国の中では新しい憲法

であるというのには確かでございます。アメリカの場合には独立戦争を戦った後にできた二百年以上の歴史を持つ憲法でございますし、フランスも人権規定の部分は実は人権宣言に遡るといふ歴史を持つていてる国でございます。それに比べますと日本は新しい段階でできた憲法でございますので、社会的権利を含めて多くのものが入っているというのには確かにそうだろうと思えます。

高橋参考人のおっしゃってられるのもそのとおりでございます。憲法は理想を示しているという側面がございますので、我々国家が今後も尊重していかないとけない権利を高らかにうたげていくということも大事な役割だと思えます。ただ、それがその理想に過ぎて、実際になかなか実現が難しいということになりますと、憲法に書いただけということになり、かえって今度は憲法の信用を失うということにもなりかねません。

したがって、憲法に書くという以上は、やはりそれをきちっと実現していくという意気込みとありますが、見通しというのがはつきり出た段階できちっと守っていくべき価値として書いていくということが大事で、高橋参考人が先ほど来、まず立法で広く合意を形成しながら、これならいけるんだという話になった段階でちゃんと憲法に書いて守っていくべきだと思っております。そういう趣旨だろうと思えますし、私自身もその点についてはそのような方向でおやりになるのがよいのではないかとこのように思っております。

○会長(小坂憲次君) 次に、松井孝治君。
○松井孝治君 民主党の松井孝治でございます。両先生、大変貴重なお話を伺わせていただきました。ありがとうございます。

今、両先生がおっしゃったことについて更に深掘りをして伺いたいんですが、特に今、土井先生がおっしゃった、立憲主義は国民も共有しているということの意味をもう少し詳しく伺いたいのです。私の場合は土井先生に絞って、むしろ八分間を有効に御答弁をいただいたら、御説明をいただいたら有り難いと思えます。

私は、立憲主義というのには当然その時代の背景によつてその内容が変わってくるのは当然だと思っております。君主制の下において、先ほど高橋先生がおっしゃいました、憲法の名あて人は国家であるという考え方は当然そうですし、それは名あて人は君主であったということだと思っております。現代社会においては政府の在り方が変わってきています。

要するに、国家権力、すなわちそれが、かつては君主、今であれば日本の政府を名あて人にしてそれを縛るといふ側面はあるにしても、その公共性の担い手というのが、今、国家、中央政府だけではなくて、地方政府やあるいは様々な主体が、国民あるいは国民が属している企業であるとか、国民あるいは国民も含めて公益の担い手になっていて、それは全体として国民主権の現憲法体制下の民主制によつて担保されているという状況の中で、この憲法の、あるいは立憲主義の名あて人というものは、私は、土井先生がおっしゃったような狭い意味での国家だけではなくて、より国民も共有しなければいけないというふうに考えるわけでありますが、その意味で土井先生に補足御説明をお願いしたいのは、国民が共有するその立憲主義の内容というのは現代的にどういうものなのか、もう少し御説明いただければ有り難いと思えます。

○参考人(土井真一君) 国民主権というのをどのように考えていくかということが問題だと思えます。
国民概念というのは多義的として、国家権力の行使に關与していく、例えば選挙において国会議員を選ぶとか憲法改正の手続で国民投票に参画するということ、自ら国家権力に關与していく意味での国民という意味もございまして、日々日常生活を送っている私人としての国民という意味も、いろいろあるわけでございます。それを前提にして、どの意味での国民がどういう形で憲法とかかわっていくかということですが、

先ほど申し上げましたのは、特に国家権力に關

与していく、選挙ですとかあるいは法律の制定を求めていくですとか、いろんなことをやっていくときの国民は、それもまた一つの国家の重要な役割を果たしているわけですから、だから自分で好きなことをやっていいたいんだという、そういう主体ではないんだと思っております。

主権という話をしますと、憲法でもそうなんです。主権は最高の権力であつて、万能、絶対だといふふうには言われません。なので、国民主権であるといふのは、まさに国民が絶対であつて万能なんだという議論をもちます原因になっていきます。しかし、注意しなければいけないのは、全能だ、あるいは万能だ、絶対だと言われるのは、それは法的に見ればそう評価するしかないと言っているだけであつて、現実にはそうではないんです。例えば、全国民が集まるとはならないし、ふに命ずれば幸せになれるならこれだけ楽なことではないわけ、現実にはそういうふうには意識したからといって、実際に実現していくためには大変なプロセスが必要になるわけなんです。

そうなりますと、基本的には、主権者である、最高の責任を負う権力者なのだといふ立場になればなるほど、自分が賢明な決定をできるように工夫が必要だということも認識する必要があるのだらうと思えます。そのために作られているのが憲法で、憲法というのは基本的に、国民が賢明な選択をするためにその代理人である国会や、あるいは内閣や裁判所にどういふことをさせるのかということを考えている規範なんだろうと思えます。その意味で、国民にとつてもこの仕組みというのをしっかり守っていくかといふことではないかというふうに考えられます。

次に出てくるのが個人ですね、個々の国民の役割です。
松井先生からの御質問はそこにかかわってくると思うんですが、個人に権利として認められているものは、必ずしも各人の私益のために行使するわけではございません。例えば、表現の自由といふのは国民に対して最も大切な権利だとされてい

るわけですがけれども、その表現というのは、まさに政治に対する批判であつたり、あるいはこういうことをしてほしいという要望であつたりするわけです。そこで表現している国民というのは、決して私利私欲のために表現を行っているわけではなくて、この国をどうすればいいのかということをも真剣に考えて表現行為を行っているわけなんです。そういう点から考えますと、個人の権利だと認められているものは決して私的なものなのではなくて、公共的な役割を果たそうとする国民がその役割を果たしていくために必要だと認められている権利もたくさんあるわけなんです。その意味では、一人一人の国民を単なる社会において私益を實現する存在だととらえるのはやはり誤りで、国民主権国家においては一人一人が公共的な役割を担うんだし、またそれに必要な権利というのもきちっと保障していく必要があるといふふうには考えております。

○松井孝治君 残りの一分で端的に伺いたいんですが、憲法の名あて人は、土井先生は現代においてもそれは国家のみを名あて人としていられるといふふうに考えられますでしょうか。
○会長(小坂憲次君) 簡潔にお答えください。どうぞ。

○参考人(土井真一君) 憲法の規定により、明らかに国会の規則のようなものは国民を名あて人にすることはできなくて、それはもう国会議員の先生方を名あて人にしていられる。先ほど来申し上げていますように、個人の尊重とそれに基づく様々な規定については、それは国民もまた理念において遵守していかないとけないものだと考えております。

○松井孝治君 ありがとうございます。
○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。
○外添要一君 今日は大変ありがとうございます。まず、私も、高橋、土井両参考人と同じように、その十三条の個人として、個人として全て

国民は尊重されるという、個人としてという言葉は非常に、憲法学的にも人権論の系譜からいっても非常に重いというふうには思っています。

私がかつて自民党にいたときに、自民党の第一次憲法草案はきちんと個人としてという文言をそのまま維持をいたしましたけれども、昨年発表されました第二次自民党の草案では、個人じゃなくて人としてというふうに変わっています。私は、恐らくその議論の、そこにいたわけじゃありませんけれども、その議論の背景としては、個人というのはいかに個人主義で勝手ばかりやって、権利ばかり主張して義務の観念がないんじゃないかというふうな、まあ悪く言えば感情的な議論に押されたのではないかなとそんな点もあつて、思っています。

しかし、私は、立法者が個人の、そういう立法者の自由で法律とか憲法を書く権利はあるのかも知れないけれども、やはりこれまで皆々と憲法学的な積み重ねがあるし、やはりその人権というのは人類の普遍的な権利で、フランス革命以来、例えば、もつとと言うとマグナカルタでもいいです、ずっと積み上げてきたものの上にあるので、そういうことを踏まえた上で、憲法学的に論理的構成の面からも整合性のあるものを作るという慎重な配慮が立法者に私は必要だというふうには思っています。

例えば、民法二条にしても「個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として」と書いてあるわけでも、もし十三条を個人から人としてと変えるならば、じゃ民法の第二条はどういうふうに変えるんだらうかと、そういうことも考えないといけないので、大きな精緻な法体系、憲法体系という一つのマシンを一部分だけ扱えばそれで済むのではなくて、その一部分をいじくることによって全体が動かなくなるのではないかと、そういう配慮も必要だというふうに思っています。私は、やっぱり個人としてという言葉はきちんと守るべきで、人としてと安易に変えるべきではないと、そういうふうに思っています。而先生のお考えを賜

りたいと思います。
○会長(小坂憲次君) それでは、高橋参考人からお願いします。

○参考人(高橋和之君) 個人としてというのを人として変えるのはどうかという御質問ですけれども、人として変えた意味が分からないという考えるかということもなかなか答えられない。まあ人として、とらえ方によれば、人間としてというふうな趣旨かなという気もいたします。それと、ドイツ基本法では人間の尊厳ということとを言っている、日本国憲法では個人の尊厳ということとを言っていると、これは意味が違うのかどうかという議論、学説の中でも対立がありますけれども、基本的に同じだろうというふうには私に考えています。

ただ、その重視している点が違う。これはドイツの歴史と日本の歴史が違うということにも関係するんだけれども、人間の尊厳という意味で、仮に人としてということの意味をそういうふうに変える趣旨で言っているとしたら、これはドイツ的な考え方にした方がいんだという理解も可能になるかなと思うんですが、その場合に、ドイツに限らずヨーロッパ大陸諸国はこの人間の尊厳という言葉の方を人権論の基礎に置いておられて、それは人間ということですから、何に対比されているかという人間でないもの。例えば動物と対比して、人間は人間として扱わなきゃいけないよと。恐らく、ナチスの非人間的な扱い方というのが歴史として存在し、そういうことは一切もうやらないんだという宣言の意味が込められているんじゃないかと思えます。

そういう指摘も法哲学者のホセ・ヨンパルト先生がかつてなされたわけだけれども、日本は個人の尊厳と、個人の方を強調した。これはなぜかという点、個人と全体、個と全体との関係において、戦前は全体の方が余りにも強調された。そういう在り方を改めて、やはり個の方に価値の根源を見る新しい社会関係をつくるんだということであつたんだらうと思うんですね。

日本には日本の歴史があり、その歴史を踏まえて新しい社会をつくっていくという場合には、個人の尊厳というのは非常にびつたりとした言葉であり、だから十三条でうたっているんだと理解しております。その場合に、それを人としてと変えたらどう意味が変わってくるんだらうか、その意味の変わり方いかんによつてはどうかかなと、賛成できるのかなという感じを持っているということでもあります。

以上です。
○会長(小坂憲次君) それでは、土井参考人、お願いします。

○参考人(土井真一君) 憲法学説については既にもう高橋参考人詳しく御説明にされたので、私が思っていることだけ申し上げさせていただきます。

人間という言い方をするときと個性という言い方をするときには、実は相対立するものを含んでいるんです。人としてと言うときには人として同じであるという方向につながるんです。個性というのは違うという方向につながるんです。この二つのバランスを取るために個人という言葉を使っている。人間として同じなんだけれども、それぞれの違いを尊重して、こうというバランスを個人という言葉に使用しているとするならば、やはりこの言葉というのは私大事だと思えます。

それからもう一つ、個性というのはやっぱり社会全体にとつても重要なことです。個性というのは私と違う人がいるということなんです。私と違う人がいるというのには腹が立つときもありますし、うまいかないときもあるんですけれども、私にはない可能性を持っている人がそこにいるということと、私とは異なる可能性を持っている人たちが互いに協力するというのは社会全体にとつても大きな力を引き出す源泉になるんです。だから、一人一人にとつても重要なことなんです。社会にとつても重要なことだという意味で個性というのは大事だと思えますので、個人の尊厳ということには私は私なりに非常に大事な意義があるんだというふうには考えております。

○舛添要一君 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございます。

○会長(小坂憲次君) 次に、福島みずほ君。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。今日は本当に深い話、立憲主義と憲法十三条、個人の尊重ということをめぐるとても深い話を聞かせていただきまして、本当に心から感謝いたします。

まず、高橋参考人にお聞きをいたします。自民党のQアンドAは、人権の衝突概念を取らず、公益及び公の秩序によつて基本的人権を制限できる、国民は公益及び公の秩序に従わなければならないという旨の規定を置いております。この基本的人権の制限に関してどう思われますか。

○参考人(高橋和之君) 公共の福祉という言葉を変えて、公の秩序あるいは公益という言葉に変えることについてどう思うかという御質問であります。

これもどういう趣旨で変えるのかということがはつきりしないと、言葉面だけ見てどうこうということもできないかなと思っておりますけれども、ただ、その言葉面を見たニュアンスとして言いますと、公の秩序という場合と公共の福祉、公共と公で、共という字が入っているところから、公共という国民個々人が頭に浮かんでくる。その間の関係を言っているのかなと思う。それに対して、公という、何か国民からちょっと離れた別の公的なものが存在していて、そこで考えている秩序だというふうな感じを私は持ちます。ですから、公共の福祉と公の秩序では、公の秩序の方がちょっと国民から離れたもので広くなるのかなという感じがいたします。

ですから、人権を制限する範囲が広がっていく、広げたいという趣旨でこういうふうに変えておられるのかなという感じもするんですけれども、そこはちょっと、どういう趣旨でこういう言葉に変えるかということが分からないと何とも言えないかと思えます。

公益の方は、私は通常、公共の福祉と公益というのと同じ意味で使って、公共の福祉より短いものですから、簡単に言うときは公益と言っていたんですけれども、それほど違いはないかなと思っております。福祉という言葉に着目すると、福祉というのは、まあ何か良いものという感じを私は言葉から受けるんですけれども、それに対して秩序という、何かもうちょっと怖いものかなという感じを受けるんですね。

ですから、公共の福祉の方が国民みんなにとって良いもの、それに対して公の秩序というのは、何か国民からちょっと離れたところでがちつとこの規則で固めるみたいな印象を与えているという、私、これは全くの主観的な印象でありますけれども、そういう違いが出てくるんだろうと思うんですね。

もうちょっと時間を使って関連したことをお話しすると……

○会長(小坂憲次君) 簡潔にお願いします。

○参考人(高橋和之君) よろしいですか。

○会長(小坂憲次君) 福島さん、両方の参考人に御質問ですね。

○福島みずほ君 いや、高橋参考人だけで結構です。

○会長(小坂憲次君) そうですか。それでは、どうぞお続けください。

○参考人(高橋和之君) 実は、公共の福祉による制限という点については、私の話の中では深く立ち入る時間がなかったんで立ち入らなかつたんですが、学説上、現在、従来のような人権衝突の調整原理でいいんだろうかということがいろいろと議論されております。なぜならば、現実に入権を制限している様々な法律が、人権と人権が衝突しているというふうな説明するのが非常に困難な場合が結構たくさんあるわけですね。

例えば、町的美観を守るためにビラ張りを規制しているとか立て看板を規制しているという場合に、そのビラ張り、立て看板は表現の自由によって保障されている人権で、これは人権を制限して

いるということになります。その人権に對立している人権って一体何だろうかということになります。町的美観だと。町的美観はどういう人権かという、人権に何か関連付けないと説明ができないから、いやいや、国民は美しい町に住む憲法上の権利があるんだという説明になるわけですね。じゃ、そんな権利どこに書いてあるんですかと。じゃ、適切な条文がないから十三条で、新しい人権の規定を使って、いや、そういう人権もあるんだという説明になる。そうすると、人権というものがインフレ化していくわけですよ。それは説明として余りよろしくないのではないかと。

戦後間もなくのころは戦前との違いを強調するために、人権間の衝突ということによって、安易に国家の利益のようなものを持ち出さないために、戦後直後とは違ってきているから公共の福祉のとらえ方も変えている、変えてもいいんじゃないかと。むしろ人権のインフレ化の方が問題になつてきているんで、本当に守るべき人権をきちつと守るためには違つた理解にしたらどうか。そうすると、人権同士の調整じゃなくて、人権と重要な公益との調整の場合でも公共の福祉による制約として認めていいんじゃないかと、こういう議論が出てきたということですね。そういう学説上の見直しが行われているということ。

ただ、これは言っておきますけれども、人権を制限する範囲を広げるために公共の福祉の見直しをやっているんではなくて、人権のインフレ化を避けるためにもう少し緻密な議論にしていきたいということであつて、人権を制限する範囲が広がるわけじゃなくて、むしろ人権を制限する範囲を厳密に考えていきたいと思います。ただ、その場合に、人権に対しては人権を対抗させないという正当化できないというのではない。公益でもいい。

ただ、どういう公益の場合には、人権でない公益でですね、どういう公益の場合ならばこまごまの制限は許されるということを厳密に考えていこうという議論を学説、学界ではやっているというこ

とであります。以上であります。

○福島みずほ君 日本国憲法は国会議員や様々な、天皇、摂政、公務員に憲法尊重擁護義務を課していますが、自民党の憲法案は国民に憲法尊重擁護義務を課している。これは立憲主義の立場からどうか。高橋参考人、いかがでしょうか。そして、立憲主義の話を今日していただき

たが……

○会長(小坂憲次君) 時間が来ております。

○福島みずほ君 はい。では、いっぱい聞きたいことありますが、それでお答えください。済みません。

○参考人(高橋和之君) 憲法九十九条で憲法を守るべき人というのが挙げられておまして、そこには国民というのが書いていない。これは、立憲主義の原理に非常に忠実に従つたものでありまして、主権者たる国民が権力を行使する人に対して、そういう立場に立つた人に対して憲法を守りなさいということをお願いしている規定だと私は読んでおります。

ただ、先ほどから土井参考人の話の中にもありましたけれども、国民が全く立憲主義とは関係ないのかというか、憲法を守らなくていいのかという、そうではない。もちろん、国民が作つたという建前ですから、国民は憲法を守らなければいけない。しかし、国民が憲法を守らなさいいけな

いことになる場合というのは権力的な立場に、強い地位に就いた場合であつて、そうじゃなければ憲法によって拘束されるということはない。

じゃ、選挙する場合はこれはどうかということですが、選挙も広い意味では権力的な立場に立つということ、意味を持つています。選挙権の性格として公務という性格もあるんだということとは以前から言われて、指摘されてきたことでもありますけれども、ただし、日本国憲法は、選挙権については公務という性格からよりは権利という性格からとらえたんだというふうに私は解釈しております。

そういう意味で、日本国憲法の下においては、国民が憲法によって直接、憲法保持義務を負わせられているというのではない。現在の憲法の在り方が本来の立憲主義の在り方に忠実であると。それを、そこに国民をも持ち込むというのとはどういう意味を持つてくるんだろうかなという感じを持つております。

以上です。

○福島みずほ君 ありがとうございます。

○会長(小坂憲次君) 恐れ入ります。

次に、はたとこ君。生活の党のはたとこでございます。本日は、両参考人の先生方、貴重なお話をありがとうございました。

私は二点伺いたいと思いますが、まず、大阪の橋下徹市長の従軍慰安婦についての一連の発言について伺いたいと思います。

私が橋下市長の一連の発言の中において特に許せないと思うのは、男性の性の対象として女性を利用するという考え方でございます。

五月二十七日の橋下市長の見解文にはこのように書かれています。性の対象として女性を利用する行為そのものが女性の尊厳をじゅうりんする行為ですと書かれておりますが、同じ見解文の中で、日本で法律上認められている風俗営業を利用することについて、米軍司令官に対する発言を撤回した上で、このように書かれています。合法であつても、女性の尊厳をおとしめる可能性もあり、その点について予防しなければならぬこと

はもちろんのことで書かれております。

私は、男性の性の対象として女性を利用するという行為だけでなく、考え方のものが女性の人権、尊厳を傷つけるものであり、日本国憲法の趣旨に反する考え方だと思っておりますが、両先生方の御見解を伺いたいと思います。

○会長(小坂憲次君) どちらから行きましようか。土井参考人、お願いいたします。

○参考人(土井真一君) 橋下市長がどういう趣旨でおっしゃられたのか、あるいはそれがどういう意味なのかということ、私、通じておりませんので、括弧に入れて一般論として話させていただきますと、先ほど申し上げましたように、人は人格として取り扱われなければならないという人は人を道具として取り扱ってはいけないということの意味しており、その最大のものは憲法が定める欲望や目的のために人を使ってはいけないというように定められている。そういう行為に当たるといふものは許されないというのが基本だろうというふうな思っております。

○参考人(高橋和之君) 私も余り詳しくこの事件、余り気分がいいものではありませんから、発言をフォローしていません。正確に理解しているかどうか分からないので、それについてコメントできる立場にないですけれども、今、はた議員から言われた限りで、聞いていた限りでは全くおっしゃるとおりではないかなという印象を受けました。

以上です。

○はたとも君 では次に、政府が発行すると伝えられ、大きな批判を受けております女性手帳の問題に関連して伺います。

これから考えていく新しい人権の中で、リプロダクティブライツ、女性の自己決定権を明確にしていくべきだと思いますが、両先生方の御見解はいかがでしょう。

○会長(小坂憲次君) それでは、高橋参考人からお願いできますか。

○参考人(高橋和之君) 質問の趣旨を正確につかんだかどうか分からないですけれども、リプロダクティブライツを憲法の中で規定していくべきだというふうな考えるけど、どうかという趣旨でしようか。

○はたとも君 新しい人権の中で、リプロダクティブライツ、女性の自己決定権を明確にしていくべきではないかということでございます。

○参考人(高橋和之君) そういう権利を認めていくべきだと私も考えておりますけれども、それは新しい人権としてまず憲法解釈の中で考えて、それに基づいて立法を考えていくのが対応の仕方ではないか。直ちに憲法の中に書くということになると、どのように書いた方がいいか、これは非常に難しい問題になるのではないかと、非常に抽象的に書けば書けるんだらうと思えますけれども、抽象的に書けば、後、どういふふうに解釈していくかという難しい問題を裁判所にボールを投げただけになってしまいますから、まず法律で具体化していく。それをやってみて、本当に憲法でどういふ形で書く必要があるかということが分かった段階で憲法で書くという手順を踏むのがよいのではないかと思っております。

○会長(小坂憲次君) 土井参考人、お願いいたします。

○参考人(土井真一君) リプロダクティブライツの問題でございますが、一般論としては、女性の人生の在り方を決めるという意味において一定の意義のあるものですので、それを憲法上というお気持ちにはよく分かります。

ただ、この問題、真剣に考えますと、対抗利益が、胎児の生命の問題ですとかいろいろ問題が出てきます。それを突き詰めていくと、いつから人間は人間になるのかという問題が出てきますし、その問題を突き詰めるという信仰にかかわる問題が出てきます。それは各国非常に悩んでいる問題でございますので、それを書くということになると、それなりに慎重にいろいろ考えて書かないと難しい状態になりますので、女性が自らの自己実現のためにできる限り選択を広げていくということは一一般論としてはいいんですけれども、この問題は少し慎重な検討が要るのではないかとこのように思っています。

○はたとも君 ありがとうございます。

○会長(小坂憲次君) 次に、小西洋之君。

○小西洋之君 民主党の小西洋之でございます。

両先生、本日は本当にありがとうございます。私、二問、一問まず高橋先生に、あと二問目を両先生に伺わせていただきたいと思っております。

初めに、先ほど福島みずほ先生の関連で高橋先生に伺わせていただきました。人権と重要な公益との調整ということも原理として含むものではないかと、今学説で議論されているということでございますけれども、そこで議論されている重要な公益、先ほど町的美観のことを例としてお示しいただきましたけれども、ほかに例えばどういふものがあつて、かつ、それを人権と比較する際に、判断の基準あるいは要件としてどういふような議論が今なされているかというのを少し、簡潔で結構でございますので、東京大学の長谷部先生などが中心に議論をなさっているようなことではないかというふうには理解しているんですけれども。

あと、最後に、そうした重要な公益であつても、最後はやっぱり侵すことのできない切り札としての人権といったお考えもあるというふうな理解しているんですけれども、そうしたことも含め、その議論のポイントというものを簡潔にお教えいただけますでしょうか。

○参考人(高橋和之君) 具体的にどういふ場合と申すのは、先ほど頭に浮かんだのが町の美観でありまして、それ以外にどういったことを議論しているかと、ちょっと今すぐに頭には浮かんでこないんですけれども、浮かんでこない、申し訳ありません。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、いずれにしても、先ほどの議論はあくまで人権のインフレを防ぐため、つまり、個人の尊厳に立脚した憲法の人権尊重というものをしっかりと守っていくために、人権を制限する範囲を広げるのではなくて、むしろインフレを防ぐために、その範囲を厳密にするために行われている議論だということにお教えだという理解でよろしいでしょうか。

○参考人(高橋和之君) はい、そのとおりです。○小西洋之君 ありがとうございます。では、二つ目の質問、両先生に伺わせていただきます。

本日は、新しい人権についてそれぞれ、生まれ方として、立法による対応あるいは裁判所の判例、判決といったようなこと、基本的には私もこの新しい人権については、高橋先生あるいは両先生のお考えである、まずは立法府で、もうどうしても憲法を変えなければ国民を救うことができないと、国民を守り幸せにして救う立法ができないというところまで具体的に議論を整理して初めて発議者として主権者の国民の皆さんに新しい人権についての憲法改正をお願いする、それが本来の憲法の考え方、筋であるというふうな理解しております。

そこを踏まえさせていただいた上で、今、九十六条、改正の発議要件の議論がございますけれども、これを二分の一に緩和するという議論がございまして、仮に二分の一に緩和した場合に、新しい人権がある意味発議しやすくなるわけがございますので、生みやすくなるというふうな考えもあるかと思っております。

ただ、一方で、先ほど両先生からお教えいただいたことは、例えば最高裁の判例でプライバシー権、肖像権等々の権利性が指摘されてきたあの経緯が、歴史があると。そうしたときに、仮に我々立法府の努力が足りなくて最高裁が新しい権利を認める、あるいは違憲であるというふうな判決を出した場合に、九十六条を緩和してしましますと、全ての国政選挙において、その最高裁の判決あるいは違憲判決をひっくり返す憲法改正案が容易に提出できることに、発議できるように環境を整備されてしまうことになると思っております。

つまり、伺いたいことは、新しい人権を国民のためにある意味整備といいますか育てていくことを考えたときに、この九十六条の緩和論というのは一体どのように考えた方がいいのか。つまり、生みやすくもあり、かつ同時に殺しやすくもあると

いうふうには私は理解するのですが、いかがでしょうか。

○会長(小坂憲次君) 小西君、答弁時間に御配慮ください。

○小西洋之君 はい、失礼いたしました。済みません。

○会長(小坂憲次君) 質問をまとめて。

○小西洋之君 はい。最後、一言だけ。

私は、九十六条の改正論というのはプロセス論ではなくて憲法そのものを変質するものだと思います。九十六条の改正論というのはプロセス論

○参考人(土井真一君) 新しい人権に限ってお答えさせていただきますと、先ほど来、高橋参考人もおっしゃっておられますように、もしも憲法改正の発議の要件を過半数にするということは、基本的に法律の要件と同じにすることです。で、それであれば、最初から法律で人権を保障すればそれで足りるというのが基本にならうと思

も。もしも憲法に書くとなると、今度はいろんな、国会議員の構成が変わったとしても逆に動かさないようにするために憲法に書き込むということに本来意味があるわけで、その意味からすると、過半数で変えられるということは逆に削除もしやすくなるわけですので、その点を考えると、新しい人権という面からは緩和するというのの方がいい方向だとはいえませんが、私は思いません。

○参考人(高橋和之君) ほとんど今の土井参考人の意見と同じなんですけれども、基本的には、新しい人権については、憲法の中に書き込む必要がある人権というのは何かがあるんだろうと考えると、今までの学説及び判例を前提にして考えると、ないんじゃないかと私自身は思っております。じゃ、もう憲法の中に書くことは意味がないかというところ、そうではない。憲法に書けば非常にシンボリックな意味があります。憲法に書いた以上は、その人権を具体化するために、立法府により強いその立法の責務が生じるだろうということ

がありまして、全く意味がないとは思いませんが、しかし、アメリカも非常に多いと感じております。人権のインフレ化に通じる、つまり、何でもかんでも書けばそれは法的効力を持たないよというふうな解釈も出てくるだろうと思っております。そういう意味で、ですから、どういふ新しい人権が必要かというところ、憲法に今書かないとどうしてもうまくいかないというふうな人権はないんではないか。それを前提にして、じゃ、九十六条で新しい人権を改正しやすしたらどうかということでありまして、言っておきましたように、憲法改正というのは、皆さん立法者に独占されているわけでありまして、国民にとって必要だと国民が思っている人権を憲法の中に書くこととしても、皆さんにお願いする以外にないわけですね。そのときに、過半数になつたらどんな書き込んでくれるということが起るかもしれないけれども、逆にまた、土井参考人が言われたように、政権が替わることによってそれを抹消するということも起こるかもしれない。それでは憲法における重要な人権が安定化しないんではないかと、もう少しやはりプラグマティックに必要なるものを厳密に詰めて、どうしても憲法で書く必要があったら書くこと。そうならば、それは三分の二賛成取るといふことがそんなに難しいことではないんじゃないかと私自身は思うんですけれども、そういう方向で考えていくのがいいのではないかなと現在のところは考えております。

以上です。

○会長(小坂憲次君) 次に、片山さつき君。

○片山さつき君 ありがとうございます。

今日は、くしくも各委員の先生方から、我が党が昨年出しました日本国憲法改正草案について大変たくさん御言及がございまして、中には党首級の方からのご意見を伺いまして、基本的な人権を狭くしようとしているのではないかと誤解がございまして、そのことも踏まえて質問

させていただきます。まず、昨年四月に出しました自民党の憲法草案は、むしろ基本的人権について初めて前文でその尊重をしっかりと入れております。ですから、全くその基本的人権が、もう侵すべきものでない永久の権利であるということをはっきりと認めた上でのご意見ですが、ここから質問に入るんですけれども、両先生の御説明の中でも、基本的人権は、どこの国でもいつの時代でも全くその内容が、それがどこまで広がるものでどういふものかについて内容が普通というわけではなくて、状況により変化があり得るというお話の御意見だったと理解をしております。

基本的人権という概念自体の普遍性はもう誰も否定するものではなく、我が自民党草案もそこをはっきりと書いておられますが、それが表れていく上で、今回私どもが議論をすつとした中で唱えておりますのは、国家の成り立ち、日本の歴史、それから日本の国民性ですとか社会状況、それから共同意識、和をもつて貴し云々とかいろいろございまして、そういった部分により、やはり日本国憲法として制定する以上、基本的人権のいろいろあり得るのかと。我々はやはりそういったものの上に立つて今があると思っております。あらゆる表現、あらゆるものが全て普遍的な表現で、翻訳でなくてはいけぬというふうには思わないんだという部分をはっきり言うためにこういふ表現にしております。

ですから、前文においてリンカーン演説を引いた部分、よく政治道徳の法則とか言われておりますが、それが普遍的な原則であるという文はハッシーさんという担当者が書かれたところだといふふうには言われておりますが、そういう部分も、むしろ日本国としてどうなんだという部分を正面からとらえること。

そこをどうもちよつと誤解されているんです。西歐的な天賦人権説云々に一年前の発表のとき担当者が触れたものだからそこを

や誤解されているんですが、基本的人権の自身

の普遍性について、何ら一切劣ることはない、欠けることはない、むしろ尊重するという部分はしっかりとした上で、じゃ、我が党の結党以来の党是が、日本国において、今の日本の政治において憲法を、新たに自主憲法を制定するということですから、それに照らしてどういふ表現ぶりなのかということを考えて議論をしたというところで、決して感情的な議論ではないというふうにご

○参考人(土井真一君) それから、第二点が、まさに公共の福祉……

○会長(小坂憲次君) 答弁時間が十分に確保できないと思っております。

○片山さつき君 はい、済みません。

まず、公共の福祉についてなんです。まさに高橋先生おっしゃったように、公益とした方がこれを実際にどういふ場合に調整が行われるかについてはっきりと定義が厳密にしやすいということを我々も考えました。まさに、声部教授の憲法を私も二年習いましたが、公共の福祉の判例に一番苦労すると御本人がおっしゃっております。公益としてどういふものがあり、どういふものについて例えば調整が行われるべきなのであるかというところが、この言葉の方がはつきりするところ、公益及び公の秩序という言葉を使っております。これによって何か反国家的な行動を取り締まるという部分を一切考えておりませんが、そこを御説明した上で、公共の福祉ではなくて公益及び公の秩序という表現を使うことについてはどう考えられるかを両先生にお伺いしたいと思います。

以上です。

○会長(小坂憲次君) 恐縮ですが、簡潔に御答弁
いただければ幸いです。

○参考人(土井真一君) 国家の、それぞれの国の
歴史、状況によって基本的な人権の具体的な保障の
在り方が変わるかという一般論については、それ
はそのとおりだろうとは思いますが、基本的な
人権は、人が人として当然にということですが、
で、基本的には人であればという原則があるわけ
で、その意味においての普遍性というのは大事
だろうと思えます。

それから、もう一点目については、公益、公の
秩序、公共の福祉、いろいろあります。ただ、こ
れはもう具体的にどういふふうに通断をしていく
のか、これは違憲審査基準論ですとか利益衡量論
ですとかいろいろあります。こういう具体
論をしませんと、結局は言葉の遊びになってしま
って、変えなくても同じ、変えても同じという
ようなことになりかねませんので、基本的にはど
ういふ場合にどういふことをするのかという基本
的な基準を考えていくのが大事だろうというふう
に思っております。

以上です。

○参考人(高橋和之君) 自民党さんが人権を守る
つもりだとおっしゃっていることについては、私
は疑いを持ってはおりません。そのと
おりだろうと思えます。ただし、憲法を変え
るといふ場合に、なぜこう変えるのか、変えた結
果どうなるのかという点の厳密な検討がない
と、それについてどう思うかということはお答え
することが困難ではないかと感じております。

二番目の質問に関連するんですけれども、公共
の福祉というのを改めて、公益及び公の秩序です
か、そういうふうに変える趣旨は何なのか、それ
がはっきり分らないと、そのことによつてどう
いう違いが出てくるのかはつきり分らない。
したがって、私も余り深く自民党案を勉強したわ
けじゃありませんけれども、私のざっと見た感じ
では、そここの理由が人権の調整原理だけ
じゃないんだと、そういう趣旨を明らかにする

というふうを書いてありますので、人権の調整
原理という点についてはいろいろと学説上も議論
されているんだけれども、しかしそのことは別に
人権を制約する範囲を侵そうというふうなことで
はないんだというふうには私には考えておりませ
ん。自民党の案がそれと同じ意味であるというの
ならば、なぜ公共の福祉を変えなきゃいけないの
かという最初の疑問に立ち戻るのかなと考えてお
ります。

以上です。

○会長(小坂憲次君) 次に、亀井亜紀子君。
○亀井亜紀子君 みどりの風の亀井亜紀子でござ
います。

両先生に二つ同じ質問をさせていただきます。
先に質問だけ申し上げます。

一つ目は、土地の権利についてです。憲法上の
人権というのは、国家と国民の間の人権の規定で
ある、一方で公共の福祉という概念があるという
御説明がありました。戦前の反省から日本の憲法
解釈というのは、どちらかといえば個人の尊厳に
重きを置かれてきたのではないかと御見解が
ありましたけれども、欧米は個人主義でありま
す。けれども、その中で土地の権利については日
本は少々強いのではないかとというような感覚を私
は持つておりました。これがまた問題視されたの
が東日本大震災のときであったと思えます。つま
り、その津波の被害に遭って危険であるところ、高台
移転を進めたいけれども、やはり今のところに住
み続けたいと、その人たちに動いていただくこと
ができるのかどうか。そういうような問題意識
を持ちました。憲法改正をしない今の現行上
の解釈で、このような場合には公共の福祉が優先
されるのかどうか、ここまですべて公共の福祉で
すと言ったことができるような何か方法がありま
すでしょうか。これが一点目です。

二点目は、これプライバシー権に関するもので
すが、個人情報保護法です。私は、人権のインフ
レ化はやはり懸念をしております。個人情報保護
法一本作っただけで過剰ではないかという反応が

社会に、匿名社会になった部分があり、十分に例
えば学校の連絡網が作れないとかそういういろい
ろな弊害が出てきて、その権利というのは保護さ
れていると思うので、安易に憲法に書き込まない
方がいいだろうと考えております。仮にプライバ
シー権を書き込んだときに、個人情報というのは
そのプライバシーの一部ではないかと私などは思
うので、どこまでがその憲法上保障するプライバ
シー権で、どこが違うのか、部分的にはもう法律
できているのではないかと、部分にはもう法律
ののではないかと思うのですけれども、いかがお
考えでしょうか。

○会長(小坂憲次君) それでは、土井参考人から
よろしいですか。

○参考人(土井真一君) まず、土地の問題でござ
います。

土地の問題にしましては、憲法では二十九条
の条文になります。特に二項、「財産権の内容は、
公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定め
る」、それから「私有財産は、正当な補償の下
に、これを公共のために用ひることができぬ。」
というふうの規定しております。憲法学におき
ましても財産権の保障についてはかなり立法裁量
があるのだというふうには理解されるのが原則で
ございます。その意味では、思想、良心の自由で
とか表現の自由など、精神的自由とはやっぱり違
うんだということ、その公共の利益、あるいは
公共の福祉というのをどういふふうにか
という問題であろうと思えます。

高台移転の問題につきましては、結局誰のため
にそれをするのか問題として、基本的に御本人
のためにそれをするのだという話になったとき
に、御本人が嫌がっていることをどう考えるのか
ということが問題になるのが少し難しい点なんだ
というふうに思いますが、必ず憲法改正をしない
のかというのとは、それは最終的に最高裁に
行ってみないと分かりませんが、一般論と
しては比較的立法者が適切に公共の福祉を判断す
べき領域だと考えられていると思えます。

それから、プライバシーの過剰保護の問題につ
きましては御指摘のとおりで、憲法に書き込むと
しましても恐らく個人情報保護法のような詳細な
規定は置けないんです。基本的には、プライバ
シーと書くのか、私生活上の自由と書くのか、い
ずれにせよ抽象的な文言しか用いられません。結
局、それが何を意味するのかということについては
判例を待たないといけないということになるの
であれば、それはやはり最初に立法で内容を明確
にして、国民的な合意が得られて、こういう内容
であるねということが明らかにしてから書き込
んでいくというのが一つの方法だと、先ほども申
上げておられるのはそういう趣旨でございます。

以上です。

○会長(小坂憲次君) それでは、高橋参考人、お
願います。

○参考人(高橋和之君) 第一点目の方ですが、確
かに日本は土地の権利が強過ぎるんじゃないかと
いうことがよく言われるんですけども、憲法
上、諸外国と比べて日本の財産権が強過ぎるとい
うことはないだろうと思えます。実際上、制
限することについては、立法者がどの程度確信を
持つて憲法の許す範囲内であるかということ
であり、今、土井参考人が言われたように、憲法
の解釈としては、公共の福祉によつて相当広い制限
が可能だと考えられております。

ですから、憲法上の問題というよりは立法上ど
うまで踏み込んでやるのかという問題であり、や
る覚悟があれば、場合によっては国家補償が必要
な場合もあるでしょうけれども、相当程度でき
るだろうと思えます。憲法を改正しないとそれがで
きないということはないんじゃないかなと思つて
おります。

二点目の個人情報の方ですけれども、これは確
かに法律で既にもう保護されておりますから、こ
の法律で不十分なところを直していくということ
をしはらくやって、その上で、このままだと將
来、将来の多数派が後退させる危険が強いとい
うふうに感じられるのならば、これは憲法に書いて

おくと意味がありますけれども、そうでないならば、あえて憲法に書く必要もないかなというのが私の感じであります。

○亀井亜紀子君 以上です。ありがとうございます。

○会長(小坂憲次君) 次に、増子輝彦君。

○増子輝彦君 会長、ありがとうございます。民主党の増子輝彦でございます。

私は福島県選出の議員でございますけれども、御案内のとおり、一昨年の三月十一日の東日本大震災、そして東京電力第一原発の事故以来、早いもので二年二か月が経過をいたしました。いまだ福島県民十六万人近くの方が県内外に避難生活を強いられております。特に子供が一万八千人近く避難をしているという状況を考えて、今、私ども、大変申し訳ないという気持ちと同時に、一日も早いこの原発災害から福島県を再生させること、そして東日本大震災の復旧復興に全力を挙げていかなければならないと思っております。

特に原発立地地域の双葉郡の地域の皆さんは、一瞬のうちにはふるさとを追われ、人生が変わり、生活が変わってしまいました。仮設住宅での生活を強いられている、借り上げ住宅での生活に今苦しんでいるわけがあります。家族はばらばらであります。いわゆる災害関連死でも多くの方が尊い命を失っておられる。医療もままならない。子供の教育も本当に大変厳しい状況であります。賠償という名の、今、特に原発立地地域の皆さんは、月十万円東電から賠償金をもらっている。この十万円が、実は人の心を傷つけながら、地域を分断しながら、様々な、実はある意味では迫害を受けているわけがあります。それぞれ仮設住宅に住んでいると、その地域の皆さんから、おまえら十万円をもらっているのうと生活をして何をしているんだと、仕事をしると、そういうような状況で幾つかの大きなトラブルも発生していることも事実でございます。

こういう状況の中で、本当に、我が国の憲法三条では保障されているこの基本的人権や幸福の追求権というのが本当にここで守られているのかどうか、これは、市町村長さんはもちろんのこと、この被災地の地域住民の皆さん、あるいは我々も真剣に今考えていかなければならない大事な私は視点だと思っております。

そういう状況の中で、両先生に今日はおいでいただきまして。せっかくの機会ですので両先生にお尋ねしたいと思っております。こういうほかの災害とは全く違う、原発事故による災害における被災者の皆さんの基本的人権、あるいはそれぞれ人権が尊重されながら、幸福権をどういう形の中で回復していくのかどうか、このところが私は今国に与えられている大変重要な問題であり課題だと思っております。

そういう意味で、原発事故、国のエネルギー政策の中で東京電力の事故起きましたから、東電にももちろん責任あります。今後、場合によってはほかの電気事業者の原発でも事故が起きるかもしれない。起らないことを私も願っています。そして、日本が今、安倍総理が積極的に海外に原発を輸出しているという動き、福島原発が完全に収束していない中で本当に海外に原発を輸出するということがいいのかどうか。これらの問題、我々に深く考えていかなければいけない様々な課題を与えているわけがあります。

風化が心配であります。霞が関も永田町もやっぱり風化していることは否定できない事実だと思っております。私も、是非この問題について今後ともしっかりと国会の中でも発言をしながら、様々な形の中で国会の皆さんの御協力もいただきながら、一日も早いこの原発災害からの復興再生をしていかなければいけないと思っております。

ことが第一点。第二点として、今後、こういう原発事故のような場合の問題について新しい人権とか幸福の権利というものについて何らかの形で書き加えていくことが必要かどうか。こういったことにつきましてお二人の先生の御見解を伺えれば有り難いと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長(小坂憲次君) 高橋参考人からお願ひします。

○参考人(高橋和之君) おっしゃることの意味は分かるんですけども、何が憲法論かということがちよっと私の頭の中で整理付かないでいるんですけども、原発による被害をどう救済するか、これは幸福追求権に反するんじゃないかと思われる。政治論としては全くそのとおりだと思えますね。でも、それを救済するという場合には、これは自由権の侵害があるということではありませぬから、法律によって具体化する以外に国として動きようがないんじゃないかと思えます。

ですから、皆さんがまず法律を作って、どういふふうに救済するか、それをやっていたかどうかということではないかと思えます。これを憲法で解決しようとしても、それは理論的には、幸福追求権というのは抽象的な権利であって、具体化が必要でありますから、その具体化を解釈で、憲法の解釈でやるというのは、現状ではまだなかなかそこまで着詰まっていけないんじゃないかという印象を受けました。

以上ですが。
○参考人(土井真一君) 被災者の皆さん方が置かれている厳しい状況は分かりますし、それをきちっと救済をし、あるいは元の生活に戻っていただくというように尽力すべきだというのはそのとおりだろうと思えます。
それを憲法上どう位置付けるかなんですが、先ほど少し申し上げましたように、憲法の中、幾つかの類型がございます。一つは、みんなで協力する際に、やっぱり協力なんだから、私らしい、それが奪われてはいけないという、これが自由権だ

という話です。もう一つは、みんなで協力するんだから、その協力した利益をみんながちゃんと分かち合わないといけないねという、そういう権利、これが社会権、生存権であると。今恐らく御質問になったのは後者の権利なんですね。ある人たちに對して災害で犠牲が生じていると、それをみんなで協力しているんだから何とかしてあげないといかぬじゃないかと、助け合うというのが大事だろうという、そこにかかわってくるんだと思うんです。

この種の権利を基本的に憲法に書き込んで裁判所で実現するというのは非常に困難なんです。やっぱり共同の利益をどういふふうに確保して分配するかということは、これは国民の代表者が基本的に考えるべきことで、なので、生存権という規定が二十五条にはあるんですけども、この実現の最大の担い手はやはり国会なんだという説明をしていることになるわけです。

その考え方がそれと、福島の方々が悪く分たおられるのはその生存権にかかわるような部分で、人としてやっぱり最低限度の生き方をちゃんとできるような条件を整えてくれというところですので、この二十五条の趣旨を最大限生かして、やはり国会において法律上の措置、予算上の措置ということを二十五条の要請として実現していくことができるというの、やはり憲法の上では基本なのじゃないかというふうに思っております。

以上です。
○会長(小坂憲次君) 磯崎仁彦君。
○磯崎仁彦君 ありがとうございます。
両参考人から非常に貴重な御意見を賜りまして参考になりました。ありがとうございます。
私からは、両参考人に同じ質問をさせていただきます。まず一点目は、先ほど福島委員の方から私どもの憲法改正草案の国民の憲法尊重義務について質問があつて、高橋参考人からお話をいただいたかと思ひますが、私どもはやはり、国民は主権者であり憲法制定権者ということで、

当然のことながら憲法尊重義務を持つていようふうに思つております。そして、この新しい憲法の中でも、一般国民と、公務員はその憲法を尊重し更に擁護をする義務ということで、全く同じというのではなくて、何か公務員の場合には規定が守られない事態に対しては積極的にそれに対抗するという事で、一歩進んだ憲法尊重、擁護というところまでの義務と、レベルを分けて規定をしていようという事でございますので、こういう規定も含めてどのようなお考えなのかということをおまづお伺いしたいと思います。

そして、二点目は、新しい人権を憲法に書き加えるということにつきましては先ほど来の議論の中でも賛否両論あるというふうに思っていますけれども、例えばその規定をするというふうになつた場合に、例えば、今回、私どもの憲法改正草案でも、国政上の行為についてということについては国が説明をする義務ということで、国の義務ということ規定をしております。ただ、他方では知る権利ということで、国民の権利の側から規定することも可能だと思つてます。

もう一つ例を申し上げますと、例えば環境という、環境権につきましても、良好な環境を享受する権利という権利側から規定する場合と、国がそういうものを保持する義務ということで、権利と義務の両面からの規定というのとは可能かと思つてすけれども、これは例えば規定の仕方によって何か法的救済の仕方が変わるのか、このことについて両参考人に御意見を賜りたいというふうに思つてます。

○会長(小坂憲次君) 土井参考人からお願ひしてよろしいですか。
○磯崎仁彦君 はい。
○参考人(土井真一君) まず最初に、憲法尊重義務の問題でございます。

私は、憲法の名あて人の中に国民が理念的には入ると申し上げました。ただ、その拘束の仕方がやはり違ふんです。というのは、国民に対して課されている拘束は自己拘束なんです。自ら

が憲法を定めているわけですから、自らがそれに拘束されながら自らが決めた価値を守つていようというのであつて、自己拘束なんです。それに対して、その他の政府の代理人たちは、それは主人から命じられた拘束なわけです。この違いというのはいよいよ明確にしていく必要があるのだからというふうに思ひます。

特に、個人の尊重について私が特段申し上げましたのは、実は憲法は、九十九条の方には書いていないんですが、十二条の方で権利の濫用はしてはいけないとか、そういう規定はあるんですね。それは先ほど申し上げた種類の違いから来る規定の仕方を立てているということですので、その点はやはり十分配慮が必要なんじゃないかと思ひます。

それから、権利と義務についてどちらがどうかということですが、やはり権利も理念的に用いる場合があるんですけれども、権利という以上は最終的には個人が行使できないといかないというのがやはり原則だろつと思ひます。その意味では、最終的に個人にどういう権利主張を認めるのだということをご想定されるのであればやはり権利という形ですし、それに対して、個人がどう守つていくんだというふうな規定の仕方を中心にするのであれば国家としての責務規定という方向に行くのだからと思ひます。

環境なんかはどちらの面もあるのは確かで、特に環境の場合難しいのは、今生きてる人たちの幸せではなくて、むしろ将来の世代の利益の問題になるので、その将来の世代に関する利益の問題を権利化する方がいいのか、それとも責務規定化する方がいいのか、その辺は議論のあるところだろつと思つております。

○参考人(高橋和之君) 第一点の国民の憲法尊重義務というのを入れるのはどう考えるかということでありませうけれども、これを入れることによつてどういふ法的効果を生み出そうとされているのか

かということを知りたいという感じがいたしました。それが分かれば私の考え方もより鮮明になるかなと思つておりますけれども。

例えば、国民が憲法を守らないというような場合には何かサンクションを付けるべきだということをお考えなのか。あるいは、そうではないかと、全く単純に、何といひますかね、掛け声的なシンボリックな意味で国民には憲法を尊重する義務があるんだよということなのか。後者ならばそれを入れるということはどれだけ意味を持つのか。むしろ、立憲主義の原理をきちつと憲法の中に書き込んでおいた方が、より国民に對する憲法とは何かということを理解してもらつた方がいいんじゃないかなという感じを持ちます。もし、その国民の尊重義務を入れたことによつて、国民に対して、だから憲法を守りなさいということをして国家の側が言うとしたら、憲法は本来国家に對して憲法に従つて権力を行使してくださつてくるものであつたということが見えなくさつてくるんじゃないかなという危惧を持ちます。

それから、新しい人権を権利というよりは責務という形で書き込むこともあるんじゃないかということでありませうけれども、それは、そういう書き方は当然あり得ると思つてすけれども、責務と書くということは国民に権利を認めないという意味だろつと思つてすね。国民の権利を保障する中で権利ではないものをどんどん書いていくということとは、やはり国民の権利、人権というものの意味を、何といひますか、希釈化させていくことにつながる危険がないだろつか。むしろ、責務という事で国家の将来の方針を憲法の中に書き込んだら、前文でお書きになつた方が無難ではないかなというふうには感じます。

○磯崎仁彦君 ありがとうございます。
○会長(小坂憲次君) 江田五月君。
○江田五月君 今日、お二人の先生方、ありがとうございます。

どうございました。
私は今、この審査会の固定メンバーじゃなくて、今日は代打でやつてまいりましたが、お二人の御意見と同僚議員の議論を聞いておりました若干問題提起をしたいと思ひます。

お二人の先生方のお話は大成というよりも、むしろいろいろの触発されて、改めて憲法の重要性というのを確認をしていようと思つてす。

立憲主義と基本的人権ということなんですが、ちよつとお話もございましたが、立憲主義が古くなつていようではないかというふうな議論もありません。あるいは、基本的人権がインフレ化していようではないかという議論もありません。

立憲主義というのは、言うまでもなく、公権力というものの正統性、これは主権者に由来するもので、そのことを明確にして、そして、主権者は基本的人権というものがあつて、公権力といえどもこれを制約することはできないんだと。そこへ一定の限界を設けて主権者の手を縛るものである。こういう構造だ。この構造に関する限りは立憲主義も基本的人権も何らこれは古くなつていようわけじゃなくて、むしろこれからも大事にしていかなければならないことだと思つてす。そして、その意味で、十三条の個人というのは、これは多様性がある。幸福追求の幸福は誰かに押し付けられるものではない。自分がこれが幸福だということを決める権利をそれぞれの個人が持つんだと。重要なことだと思つてす。

もう一つ、今のような原則というものは、現代という時代を横に切つて、そして公権力と個人との関係というものをいろいろ考へてみた場合にそういうことになると。そして同時に、私どもは過去からつながつて現在があつて未来があるわけです。現代というのは過去の結果として今いるわけです。これを私たちは受け止めざるを得ない現代というのがある。しかし、未来は、これは様々な選択が広がつていようから、その選択のうち、こういうことは守つていかなきゃいけませんよ、こういう未来をつくつていかなきゃいけませんよと、

そういうような切り口が一つあるのではないかと。という意味では、先ほどちょっと土井先生がおっしゃいましたが、例えば環境権というのは、現在の国民が持っている環境に対する権利ということを超えて、未来の世代がしっかりと、美しい環境、健全な環境の下で生活する、そういう権利を未来に対して保障していかないとはいけません。その意味では、現在の公権力にもあるいは現在の国民にしても、未来に対して責任を負っているというように切り口というのはあるのではないかと。

というわけで、立憲主義、基本的人権にも一つ憲法その辺りの軸を考えて、未来に対する共同の責務というところができないかと。実は私たちの憲法提言というものを二〇〇五年にまとめました、その中では共同の責務という項をまとめておりました、あのこと、このこと、新しい人権がいっぱい出てくる、それを一つ一つ拾い集めて新しい人権とやるよりも、もうちょっと構造的な考察ができるのではないかと。

環境権もそうですし、それから、例えば先端科学技術、まあ核エネルギーもありました、あるいは生命倫理もあります、こうしたこともあるかもしません。子供というものもあるかと思えます。日本国憲法ができるときに子供のことはちよつと間に合わなくて、そして将来作るからというので児童憲章を作った。ところが、児童憲章は法的な性格を持っていないというようないことがあります。こういう限界もあるので、将来の国民のことを考えれば子供、あるいは会社、CSR、企業の社会的責任、こんなものもあるかもしません。そうしたような切り口、新しい切り口でこの立憲主義と基本的人権のところをもう一度整理し直すことは考えられないかと。問題提起、プロボカティブな提起です。ひとつお考えをお二人に聞きます。

○会長(小坂憲次君) それでは、どちらからお願ひしましょうか。土井先生、よろしいですか。

○参考人(土井真一君) 先ほど私、将来の世代の問題を申し上げましたので、それとの関係で説明をさせていただきますが、この問題、必ずしも人権の問題なのか、それとも国家責務の問題なのか、そこは整理して議論しないといけないので、少し一般論として申し上げますと、憲法の中には「われらとわれらの子孫」、「現在及び将来の国民」という言い方が出ていまして、やっぱり将来に対する責任ということを意識しているわけですね。

現代の民主主義における一つの大きな理論上の問題は、選挙を通じて現在の国民の利益というのは反映されるけれども、将来の世代の利益というのはをどのように反映させていくのかというのはいくらも難しい問題でして、一つは環境の問題もそうですし、エネルギーの問題もそうですし、財政赤字の問題もそうですし、いろんな問題がそういう構造を持っているんです。それを憲法の中に書き込むことによつて、将来に対しての目標を明確にして、現在の選挙の結果というのとはまた独立にそういう利益を考慮していくんだということも明確にするというのは、それは一つの考え方であります。それを人権として書くのか責務として書くのかは別として、いろんな在り方はあるかと思えます。

ただ、これも憲法に書くのはやっぱり大事だから書きたいという話になるんです。しかし同時に、大事だからいろんなものを入れてしまつと、今度は大事だということが揺らいでしまうので、やっぱり国民の中でこれは絶対に将来の世代にとつても重要なんだというのをよくよく議論をして、それで入れていくということが大事なんだらうと、それがやっぱり立憲主義にとつて重要であるというふうな考え方をしております。

○会長(小坂憲次君) 高橋参考人、お願いいたします。

○参考人(高橋和之君) 切り口として、未来に対する共同の責務という切り口があるのではないかと、ということでありました。それはそのとおりで、

私も賛成でありますけれども、そのときに、これもやはり責務の方から見るのか権利の方から見るのか。権利を保障しても、それは未来に対して保障するというのを持っています、現在だけではなくてですね。ですから、未来にとつても重要な権利として保障するという書き方があるかと思えます。

私自身は、どちらかといえば、やはり責務と考えるよりは権利の方からアプローチする方がいいのではないかと感じる持っておりますけれども、人権論の構造と関連させて言うと、人権論とこのあたりから、未来に対する責務というのとでは、人権の側の問題よりは公共の福祉の側の問題として位置付けて議論した方がいいと。現在においても未来を考える必要がある、未来に対する責務としてですね、それをやっていく論理は、公共の福祉によつて現在の人権を制限することがどこまで許されるかという問題だろうと思えます。

したがって、切り口として面白いとは思いますが、けれども、それを現在の人権論が位置付けることが困難だということには思っておりません。現在の人権論の構造の中でそういう未来に対する責務というものを公共の福祉の中に織り込んでいくということが可能ではないかなと感じております。

以上です。

○江田五月君 ありがとうございます。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。追加の御質問はありませんか。——それでは、以上で質疑を終了いたします。

この際、一言申し上げます。本日は、高橋参考人、土井参考人におかれましては、貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございます。審査会を代表いたしまして本日御礼申し上げます。(拍手) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時二十一分散会

五月二十四日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにいかすことに関する請願(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第九八九号)

一、憲法九条改悪反対に関する請願(第一〇〇二号)

第八八三号 平成二十五年五月十三日受理
憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにいかすことに関する請願

請願者 静岡県下田市 土屋洋子 外二万
千五百二十九名

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、第二次世界大戦での悲惨な体験の上に、戦争を違法とする世界の流れと平和と民主主義を求める日本国民の努力によつて生み出された。特に第九条で掲げた戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認は、紛争を平和的に解決しようとする二十一世紀の平和の理念として輝いている。ところが、第九条を中心に憲法を変えようとする動きが強まっている。その狙いは、アメリカと共に自衛隊が海外で戦争できるようにしようとするものである。今こそ日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の三原則を始めとする各条項の遵守が求められている。取り分け、憲法第九条を守り現実の政治にいかすことは、日本国民の願いであり、世界平和への貢献である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすこと。

第八八四号 平成二十五年五月十三日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにい
かすことに関する請願

請願者 京都府京丹後市 松村清美 外二
万五千二百二十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第八八五号 平成二十五年五月十三日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにい
かすことに関する請願

請願者 茨城県鹿嶋市 潮崎絵津子 外二
万五千二百二十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第八八六号 平成二十五年五月十三日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにい
かすことに関する請願

請願者 東京都板橋区 笹本和彦 外二万
五千二百二十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第八八七号 平成二十五年五月十三日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにい
かすことに関する請願

請願者 埼玉県入間市 増岡典子 外二万
五千二百二十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第八八八号 平成二十五年五月十三日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにい
かすことに関する請願

請願者 大阪府守口市 林茂男 外二万
五千二百二十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第九八九号 平成二十五年五月十四日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに
関する請願

請願者 京都府京田辺市 堀口智史 外二
百二十二名

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強い戦争
への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作
られた。取り分け戦争の放棄を定めた第九条は、
戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとし
て、人類的価値を持つている。しかし今、アメリ
カに従って戦争をできる国にしようと、憲法第九
条を変える動きが公然と強まっている。日本がな
すべきことは、憲法の平和原則を日本と世界の平
和に役立てることである。

一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守るこ
と。

第一〇〇二号 平成二十五年五月十六日受理

憲法九条改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市 三部雅世 外
二百四十九名

紹介議員 福島みずほ君

二〇〇一年開始のアフガン戦争、二〇〇三年開
始のイラク戦争の現在に至る経過は、武力の威嚇
や行使が国際紛争解決手段にならないこと、つま
り日本国憲法第九条の思想に依拠する平和外交徹
底実践こそ重要であることを改めて明示している
が、イランへの武力攻撃が懸念されている現状が
ある。この状況の下で、在日米軍と自衛隊の存
在・強化を容認する第九条解釈改憲に加えて、な
お明文改憲をしようとするのは、自衛隊が海外で
米軍に協力する武力行使に踏み出す法的手段を与
えようとするものである。厚木基地、キャンプ座
間、相模総合補給廠という日米軍事基地と接する
緊張の中で生き、また「平和都市宣言」を発して
いる海老名市の住民としては、絶対に許容でき

ない。
一、憲法第九条を改悪しないこと。